

市立田沢湖病院経営改善課題検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙北市病院事業経営改善委員会設置要綱第7条第2項の規定に基づき設置する「市立田沢湖病院経営改善課題検討委員会」(以下、「委員会」という。)の組織及び運営等に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、病院事業管理者が委嘱するものとする。

- 一 医師 1名
 - 二 医療技術者 2名
 - 三 看護師 若干名
 - 四 事務職員 若干名
 - 五 その他、病院事業管理者が必要であると認めた者
- 2 委員の任期については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。また、任期の途中で委員が欠けた場合の後任者に係る任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、前条第1項第一号から第四号までに規定する委員のうちから互選により選出する。

- 2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名した者をもって充てることとする。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。また、副委員長は委員長を補佐するものとする。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5 委員長は、委員会の審議結果を仙北市病院事業経営改善委員会委員長へ報告するものとする。

(所掌事務)

第4条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 総務省公営企業アドバイザー派遣事業や全国自治体病院協議会の経営診断において提案等を受けた具体的内容に関する事項
- 二 仙北市病院事業経営改善委員会より附託を受けた事項
- 三 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(会議)

第5条 委員会の会議(以下、「会議」という。)は、年4回程度開催するものとし、委員長がこれを招集する。ただし、委員長が必要と認めた場合には、臨時に開催できるものとする。

- 2 会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。

- 3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数である場合は、委員長が決するところによる。

(意見聴取)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 委員会の所管のもとに、審議事項の具体的内容について分析、調査するため、「市立田沢湖病院経営改善課題検討委員会部門分科会」(以下、「部門分科会」という。)を置く。

- 2 部門分科会の組織及び運営等に関し、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、医療局経営企画推進室にて行うものとする。

- 2 事務局は、委員会の書記を担当し、議事録の作成、保管及び管理を行うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営等に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。